

# 関西労働者安全センター

2009. 6.10発行〈通巻第391号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- アジア・アスベストネットワーク (A-BAN) がスタート ..... 2
- 問題ある新たな外国人一元管理制度 ..... 5
- クボタショックから3年  
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その13 ..... 11
- アスベスト報道ダイジェスト 2009年5月 ..... 14
- 韓国からのニュース ..... 15
- 2009年夏期カンパへのご協力をお願い ..... 18

# アジア・アスベストネットワーク (A-BAN) がスタート

## AAC2009 開催



4月26、27日、香港で「アジア・アスベスト会議（AAC 2009）」が開催され、アジア太平洋（中国、日本、韓国、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、バングラデシュ、インド、スリランカ、パキスタン、オーストラリア）を中心に、ヨーロッパ（イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、オーストリア、イタリア、アイルランド、スイス）、アメリカ、カナダ、ブラジルの24カ国から参加者は200名を超えた。日本からは当センターと患者と家族の会関西支部の3名を含めて25名が参加した。

AACとしては2006年ベトナムに次いで2回目となるが、昨年7月の韓国石綿追放ネットワーク（BANKO）発足と国際会議開催



香港・石綿被害者たち

を受け、アジア・アスベスト禁止ネットワーク (A-BAN) 発足のための会議ということで、世界の主要な草の根活動家が集まる重要会議となった。

AAC2009は、アジア・モニター・リソースセンター (AMRC)、アスベスト禁止国際事務局 (IBAS)、香港職工会連盟 (HKCTU)、香港

工業傷亡權益会 (ARIAV) が共催した。

会議前日の25日午後は、A-BAN発足のための最終準備会議が行われ、本会議では目的、活動、役員などとともに「すべての種類のアスベストの全面禁止に向けた香港宣言」(2009年4月27日)が確認、採択された。事務局長役のコーディネーターには古谷杉郎

石綿対策全国連・全国安全センター事務局長が就任した。

中国をはじめとしたアジアにおける石綿追放運動を進める草の根ネットワークがスタートした、きわめてエポックメイキングな会議となった。

会議は二日間にわたって様々な側面の報告と討議が行われた。被害者の報告セッションでは香港の造船や建設で働いた石綿肺被害者



息子を労災でなくした母親の訴え



韓国の仲間たち・インターナショナル・ワーカーズ・メモリアルデー



4月28日ワーカーズメモリアルデーデモ

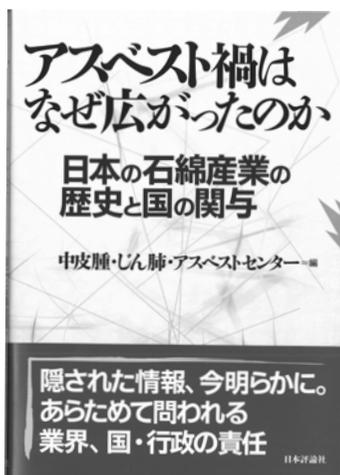
4名が紹介された。

会議終了明けの28日は世界的に労災職業病被災者のための「インターナショナル・ワーカーズ・メモリアルデー」。香港でも「4.28 工傷記念日」として集会とデモが行わ

れ、AAC2009にきた海外参加者のほとんどが参加した。香港の人たちといっしょに労災被災者を追悼し、アジアと世界のアスベスト禁止を訴えた。

# アスベスト禍はなぜ広がったのか

## 日本の石綿産業の歴史と国の関与



中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかったのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ  
定価 2520円

# 問題ある新たな外国人一元管理制度

## 入管法、入管特例法、住民基本台帳法の改正案

長期滞在をする外国人管理の徹底のために、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）、入管特例法、そして住民基本台帳法の改正案が衆議院で一部修正のうえ可決された。外国人労働者からの相談が多い当センターでも、外国人に対する管理体制の大幅な変更がなされることに対して、高い関心を示している。

現行法では、外国人登録法に基づき市町村で外国人の居住関係及び身分関係を管理する一方、入管法において入国・在留審査を管理している。前者は在留資格の有無にかかわらず、すべての外国人を住民として扱うため、オーバーステイなどの非正規滞在外国人もその対象としてきた。そのため、最低限の行政サービスを受取り、生活を送ることができたのである。

しかし、今回の改正により入管法による一元管理が計画されている。新制度（図1参照）においては、適法な在留外国人のみを行政サービスの対象としているため、非正規滞在者へのサービス提供は一切なくなってしまう。その結果、非正規滞在者同士の夫婦から生まれた子が就学できなかつたり、出産の際に行政の支援が得られなかつたりなど、人道上得られるべきサービスも得られなくなる。

新制度の問題点は、非正規滞在者への締め付けだけではない。一元管理化により従来の入管行政に関係のない情報も一括して管理し、他の行政機関と業務の範囲内で共有するという。これらの情報は外国人の所属する機関、すなわち留学先である学校や本人の働く就業先から提供を受けることになっている。そのため、外国人に関わる学校や企業、あるいは個人は、関係機関を通して



図1 出典：「在留カードに異議あり！」プロジェクトチーム

「外国人について入管に報告すること」を常に念頭に置いておく必要がある(図2参照)。入国管理局は「ルールを守って国際化」と標語を掲げているが、これは単に外国人に対してルールの徹底を訴えているだけではなく、市民にも管理と報告を呼び掛けているように思われる。また、外国人に対してはルール違反に対する罰則の厳格適用が予定されているというが、非協力的な所属機関や、未だに10万人以上存在する非正規滞在者を使用する事業主などに対しても重い罰が科されることになるのだろうか。平成19年10月から雇用対策法に従って外国人の雇用状況報告が義務付けられているが、20年10月までに集計されたところによると48万人強の外国人が76,811事業所で働いていることが事業主から報告されているにすぎない。現在でも不法就労者もあわせて80万人以上が働いていると思われるので、30万人以上の未報告外国人労働者を雇用する事業主は軒並み罰金(30万円以下)を支払わされる羽目になるのかもしれない。

労働者災害補償保険法については、在留資格に関係なく適用され、不法就労であっても業務上のけがや病気に対して救済がなされてきたが、そのうち労災事故が発生しても、「そのような事業所で働いているという届け出がない」と申告を受理してもらえなくなるのではないだろうか。その一方、外国人技能実習・研修生という管理が徹底された低賃金労働者を定期的に入出国させることは続けられる。

外国人が日本政府から認められた特定の機能のためだけに滞在し、周囲の日本人が

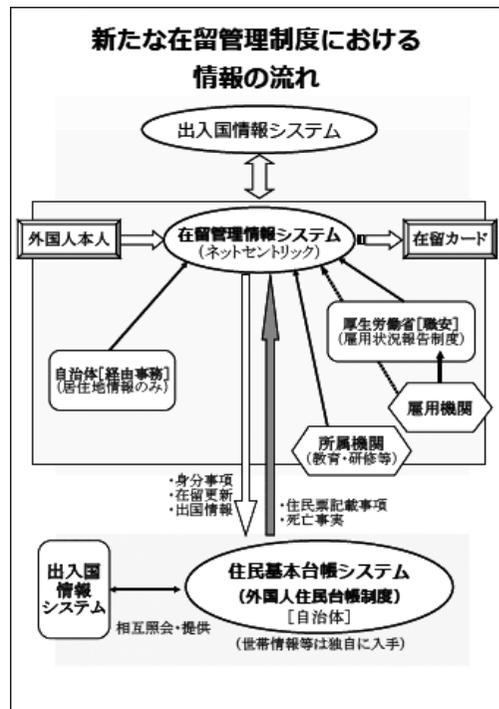


図2 出典：「在留カードに異議あり！」プロジェクトチーム

その活動範囲から逸脱のないよう監視する社会は、外国人にとっても、日本人にとっても居心地のよい社会とは言えず、私たちの考える国際化からは程遠いものである。

参考までにNGO側の「要望書」を次ページに掲載する。詳しい「改定法案」批判の詳細は <http://www.repacp.org/aacp/> まで。



# 「入管法・入管特例法・住基法」改定案審議に際しての要望書

2009年3月25日

「在留カードに異議あり！」NGO実行委員会

今回、入管法改定案と入管特例法改定案、および住基法改定案が国会に提出されました。

外国籍住民をはじめマイノリティの人権保障に取り組んできたNGOとして、私たちはこれらの改定案に多くの疑義と問題点を指摘せざるをえません。とりわけ入管法改定案については、強く反対せざるをえません。国会において審議を尽くし、外国籍住民の地位と権利が保障されるよう、以下のように要望します。

1. 法案審議にあたって、上記3法の改定案の当事者となる外国籍住民の意見を広く聴取する場を設けてください。

①入管法改定案による「新たな在留管理制度」が対象とする外国人は「約164万人」プラス「新規入国者」となり、入管特例法改定案の対象者は「約43万人」となります（2007年末現在）。

②政府は、国連の特別報告者からの勧告、すなわち「政府はマイノリティ集団に関連して採択される政策や立法に関し、マイノリティ集団と協議すべきである」（人種主義・人種差別に関する特別報告者による『日本公式訪問報告書』、2006年1月24日）という勧告を無視して、外国籍住民から意見を聴取する場を設けることなく、改定案を策定しました。

2. 「入管法改定案」の審議において、外国籍住民の人権をはなはだしく侵害する、多岐にわたる問題点を明らかにしてください。

(1) 個人情報の集中とデータマッチング

- ①特別永住者を除く中長期在留外国人の情報は、外国人本人の届出による情報の他、その外国人が所属する機関からの情報が法務省に集中されます。さらに、住基法上の住民票記載事項も法務省にもたらされます（改定案第61条の8の2）。このほか、外国人一人ひとりの入国・再入国・出国に関する情報も法務省にあります。これにより、在留カード番号をキーとして、外国人の個人情報のデータマッチングも可能になります（第19条の18）。
- ②このような個人情報の一元的管理とデータマッチングは、日本国民には許されないものです（2008年3月6日、住基ネット最高裁判決）。もし、外国人にはそれが許されるというのなら、その必要性の合理的根拠が示されなければなりません。

(2) 市民社会が外国人を監視する

- ①改定案第19条の17では、「別表第一」の外国人が所属する機関（私企業や公共団体、宗教団体、研修生・技能実習生受け入れ機関、日本語学校、大学、専門学校など）に対して、個人単位で「就労状況／在籍状況／研修状況／就学状況」を報告させることを義務づけています。
- ②「別表第一」の在留資格を持つ外国人は「約69万人」（2007年末現在）となり、日本社会の隅々にわたって、日本人と共に労働し勉学し家庭を形成しています。
- ③所属機関からの届出制度は、外国人登録

制度にはなかった新たな管理方法です。「外国人管理」とはまったく無縁の機関、公権力の介入から独立性を保障されている大学や報道機関、宗教法人までも、外国人管理行政の一翼を担わされ、いわば日本社会が外国人を監視することになります。

### (3) 法文ではなく法務省令に委任

①改定案では、在留カードの表示項目や「その他の必要事項」を省令に委任している(第19条の4第3項)ほか、ICチップへの搭載事項も省令に委任(第19条の4第4項)、所属機関等に関する外国人本人からの変更届出の届出事項も省令に委任(第19条の16)、所属機関からの届出においてもその届出事項は省令に委任(第19条の17)されています。

②法務省令に委任されているこのような事項は、在留管理上の必要性と、外国人個人のプライバシー保護の必要性との均衡を図る観点から厳格に定めるべきものであり、国会での審議を経るべき重要な問題です。しかし、このままでは、法務省が省令によって、きわめて広範かつ無限定に外国人の個人情報収集することになりかねず、プライバシー保護の観点を著しく欠くこととなります。

③現行の外登法では、「外登証」の記載事項も、「外国人登録原票」の記載事項も、すべて法律で規定しており、法務省令への委任はありません。

### (4) 外国籍住民にとって過酷な義務規定と刑事罰

①入管法改定案による「新たな在留管理制度」は、住基法・戸籍法と比較しても、あまりにも煩雑な義務規定を設け、かつ格段の重罰を定めています。それは、「外登

証」を廃して「在留カード」とするため、外登法の種々の義務規定と罰則制度を「軽減することなく」ほぼそのまま入管法に持ち込んだためです。

②住基法で懲役刑を定めているのは、住民基本台帳に関わる秘密を洩らした自治体職員に対してのみ、また戸籍法で同様の罰則は、虚偽の届け出をした者に対してだけです。これに比して入管法改定案は、事細かに義務規定を設け、新規届出や変更届出の遅延にまで懲役を科し、また軽微な違反に対してまで罰金刑を定めています。

③とりわけ、住居地変更の届出をしなかった場合、「住基法での過料」+「入管法での罰金」+「入管法での在留資格取消し」(第22条の4第1項第9号)とするなど、いちじるしく過重であると言わなければなりません。

### (5) 在留資格の取消し

①入管法改定案は第22条の4第1項第7号で、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留していること」が在留資格の取消し事由としています。しかし、「配偶者の身分を有する者としての活動」とは、どのような事柄を指しているのでしょうか。日本人であれ外国人であれ国際結婚であれ、現代社会にあって家族の形態はじつに多種多様です。そのような私人間の領域に公権力が介入することは、決して許されません。

②とりわけ、DV被害女性が身を隠している場合などの権利保障が絶対に必要です。

### (6) 在留カードに「就労制限の有無」

①在留カードの記載事項に「就労制限の有

無」があります（第19条の4）。法務省の説明資料によれば、在留カード表面のほぼ中央、囲み罫の中に「就労不可／就労するには資格外活動許可が必要」「就労制限なし」「就労制限あり／在留資格で認められた就労活動のみ可」と、それぞれ太字で記載されるようになってい

ます。  
②外登証には「職業」という項目がありますが、「就労制限の有無」という項目はありません。それにもかかわらず、このような項目を設けることは、外国籍住民を「人間」として「生活者」として扱うのではなく、「労働力商品」か否かという基準から外国人をみなす道具主義的発想に基づくものではないでしょうか。

#### (7) 国連の勧告を無視した常時携帯制度

①入管法改定案は、在留カードの受領・提示・携帯義務を、刑事罰をもって16歳以上の外国人に強制しています。また入管特例法においては、16歳以上の特別永住者に対して、特別永住者証明書の携帯違反を過料としていますが、同証明書の受領拒否と提示拒否には刑事罰を設けています。

②国連の自由権規約委員会は1993年11月4日、「総括所見」を採択し、その中で「主要な懸念事項」としてこう明記しました。《永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならず、また、刑罰の適用対象とされ、同様のことが日本国籍を有する者には適用されないことは、規約に反するものである》《日本に未だ存続しているすべての差別的な法律や取り扱いは、規約第2条、第3条および第26条に適合するように、廃止されなければならない》この勧告から5年後の1998年11月5日、自由権規約委員会は再度、

こう勧告しました。《委員会は、外国籍の永住者に対し、外国人登録証を常時携帯していないことを犯罪とし刑事罰を科している外登法は、規約第26条とは合致しないとした日本の第3回定期報告書審議後の総括所見で記した意見を再び述べる。委員会は、このような差別的な法律は廃止されるべきであることを再度勧告する》それから10年後、日本政府の第5回報告書を審査した自由権規約委員会は、「総括所見」（2008年10月30日）の中で、次のように言及しています。《委員会は、第4回政府報告書の審査後に出された勧告の多くが履行されていないことに、懸念を有する。締約国は、今回およびこれまでの総括所見で委員会によって採択された勧告を実施すべきである》

③今回の改定法案では「外登証」が廃止されて「在留カード」「特別永住者証明書」となりますが、永住者も特別永住者も、すべての外国人が身分証明書の常時携帯を義務づけられることには変わりありません。すなわち日本政府は、国連の自由権規約委員会の3回にわたる廃止勧告をまったく無視したのです。

#### (8) 外国籍住民に過度の負担を強いる

①以上に見るように、特別永住者を除く外国籍住民に対しては、さまざまな義務規定が設けられ、それが刑事罰（場合によっては在留資格取消し処分）の威嚇によって強制させられます。居住地以外の変更届けは、地方入管局に赴かなければならず、その負担はこれまで以上に大きくなります（地方入管局は8局、支局6局、出張所62カ所を含めても76カ所にすぎません。他方、市区町村は全国で1787カ所もあります）。

②とりわけ外国籍の高校生にとっては、16

歳の誕生日に学校を休んで地方入管局へ赴いて在留カードを受領し、さらに14日以内にまた学校を休んで市町村窓口へ行き、カードに住居地を記載してもらい、そのカードを常時携帯することになります。その負担はあまりにも大きいと言わざるをえません。

(9) 自治事務を国の「在留管理」事務に従属させる

①入管法改定案は第61条の8の2で、市町村が外国人住民の住民票について「記載、削除、又は記載の修正したときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない」としています。

②これは、住民基本台帳制度を住民サービスの提供ではなく、在留管理制度の一環とする規定であり、住民基本台帳をその本来の目的から逸脱させようとするものです。

の対象者である旧植民地出身者とその子孫の歴史的過程および在日二世・三世・四世が大半を占める現状を踏まえて、その地位と権利を法文上明示してください。少なくとも、特別永住者証明書の7年ごとの更新を義務づける改定案第12条、同証明書の受領・携帯・提示義務を定める第17条および刑事罰条項を削除してください。また、「みなし再入国許可制度」を定める第23条第2項中の「有効な旅券」を削除してください。

4. 「住基法改定案」の審議において、住民基本台帳が住民の基本的な情報を正確に把握し住民行政の基礎とするための制度であることに適合するように、入管法改定案による「新たな在留管理制度」との連動を排除してください。すなわち、住基法改定案の第30条の45および第39条を修正し、第30条の50を削除してください。

以上です。

3. 「入管特例法」の改定にあたっては、そ



編集／『明日をください』出版委員会  
発行／アットワークス  
Tel: 06-6920-8626 Fax: 06-6944-9807  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)  
B5版 108 ページ 定価 1575 円 (送料別)

クボタ・ショックから一年  
石綿健康被害救済新法が施行されても  
アスベスト問題は終わらない  
横須賀からクボタまで  
明日への思いをつなぐフォトドキュメント  
『明日をください』  
アスベスト公害と患者・家族の記録  
今井 明 写真・文

# 「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来—その13

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
古川 和子

「クボタショックから3年」ということで書き始めた原稿だが、もはや「クボタショックから4年」になってしまった。

この一年間は、原稿では追い付けない位のスピードで被害者が増え、文章で表現できない程多くの哀しみと怒りを目の当たりにしてきた。

当初は遺族の方が多かったけれど、最近では患者本人の救済金支払い手続きに立ち会わせてもらう事が多い。そして発症年齢も40歳代、50歳代と若年化している。

「クボタショック」はまだまだ終わりが見えない。

## 救済金手続きの開始

100名を越す多くの被害者を出したクボタ旧神崎工場周辺被害は、世界でも例を見ない程早急に救済金制度設立という解決を得た。

もちろん、クボタという大企業だからこそ成しえた救済策であるかもしれないが、これはひとえに被害者が生の声を挙げたからに他ならない。

「一人ひとり弱い存在だが、一人ひとりがその気になった時にドラマが生まれる」という故田尻宗昭氏(かつて、多くの公害を

摘発して公害Gメンと言われた)の言葉にあるように今回の事件はまさに大きなドラマが生まれた。

そして救済金制度にそって、皆さん方の救済金支払い手続きが行われていった。

まずは、闘病中の患者さんから優先された。救済金について交渉を行ったクボタの会議室には、一緒に闘ってきた患者とその家族の方達が集まった。

「お久しぶり!」、「お元気ですか?」という和やかな会話が交わされた。あの時には大変に厳しい顔をしていた方も今日はにこやかだ。その顔には、大きな仕事を成しえた充実感と自信が満ちていた。決してお金で健康や命は贖えないけれども、せめて生活の心配をしないで安心して治療に臨んでほしい・・・という私達の想いが通じた証だろうか。

皆様方の都合を確認しながら日程の調整が行われて、手続きは複数のご家族単位で行われた。その様な中に平地さんご夫妻もいた。故平地澄彦さんはアメリカンカンントリーでフィドルの奏者として活躍していた。いつものイメージと違って、スーツにネクタイ姿で参加された時に私は非常に重いものを感じた。更には奥さまの平地千鶴子さんが新しい通帳を差し出されて「このお金

は主人の命です」と言われた。その言葉に対して私は「そうですね・・・」としか返事が出来なかった無念さは忘れることが出来ない。

順次手続きが行われた中で、今まで気づかなかった事実に愕然とした。

Cさんは、お母様が中皮腫で亡くなっていた。そして、尼崎市の検診制度に沿って検診をおこなったら、何とご兄弟3人が「要再検査」になり、現在は「要観察」状態だ。救済金の手続きが行なわれる時には、この様な新しい事実が判明する事も多々ある。

手続きを行う時にクボタは必ず皆さん方からの生のご意見を拝聴し、その意見は即日社長の下に届く事になっているそうだ。そして、その意見の中で「不安」を訴える声も多い事に私は改めて事の重大さを感じた。

「今回はこの様な形で救済金制度が出来た。しかし私達もアスベストを吸っているので何年か後に発病するかもしれないが、その時はどうなるのか？」という質問も多くあった。以前に泉南の被害者の一人から「隠れアスベスト」という言葉を聞いたことがある。確かに、発病はしないまでも同じ空気を吸ったことへの不安は拭い去れないものがある。実際に、兄弟・親子での発病も確認されている。誰しも発病などしたくは無いが、万が一の発病時の事も確認しなければならない。

その様な質問が出る度にクボタの担当部長は「会社が存続する限り、救済金規定は存



フィドルを演奏する平地さん

続します」と答えた。今回の被害者のみではなく、クボタが石綿を使用していたとされる平成7年までの居住者に対しての救済を行なう、というものだ。勿論、その様な時期まで多くの方が発病することは考えたくも無い、というのが本心だ。

しかし、最小限の被害にとどまって欲しい、もうこれ以上の被害者は出たくない・・・、という願いとは裏腹に、今でも多くの患者さんから連絡が入っている。「当時のクボタのニュースを見ている時には自分とは関係のない事と思っていたのに」と語る方も多い。クボタ旧神崎工場のまん前にあった郵政の寮からは多くの被害者が出た。「あっ！〇〇さんだ！」とかつての知人が手続きの時に互いに判明する事もあった。

先に書いたように決してお金では贖えないけれども、「今、何が出来得るのか」という事への最小限の対応として、クボタからの救済は重要であり、かつ今後も対象内容を検討して行かなければいけない。そして

その為に「救済金運営協議会」というものを設立している。運営協議会においては救済対象の距離拡大などをクボタに要請して、当初「原則1 km以内」となっていたが、救済対象が1.5 kmまでに拡大された。しかし1.5 km以遠の方に関しては未だ解決をしていない。1.5 km～2 kmの範囲に居住して中皮腫を発症した方は数名いる。その方達の救済が現在の大きな課題である。

ちなみに、奈良県立医大の車谷教授の疫学調査では南方面には2 kmをはるかに超して石綿が飛散したとみられる。

### クボタの責任

「クボタは救済金を支払っても責任を認めていない」と論じられる声もあるが本当にクボタは責任を認めていないのか？

私は、クボタは十分に自社の責任を認めていると考えている。H17年12月25日の社長の謝罪は責任を認めたとうでの謝罪であったと思う。

責任の無い相手に何故高額な救済金を支払う必要があるのか？

名前こそ「救済金」となっているが実質的な補償である。その当時は国が「他で補償を得た者に対しては新法の対象にならない」と言っていた。これは「補償ではない」というのは詭弁だが、当時としてはやむを得ない策であった。この救済金規定に合意した大きな理由の一つには闘病中の患者さんの体調も慮られた。

もしも裁判に突入すれば多大な労力と時間が必要になる。今日一日を頑張って闘病

している方々にとっては、かけがえの無い大事な時間を消費する事になる。そし裁判によってある程度の結果が得られたとしても、個別に考えたら現在の救済金規定と大差はないだろう、との判断だった。

更に、クボタが原因であるという事は社会の誰もが認めている訳で「クボタが原因ではない」と釈明をする事が困難だ。クボタは「旧神崎工場から石綿が飛散しなかったとは言いきれず、周辺住民の方々にご迷惑をお掛けした可能性は否定できないと考えております。」と自社のHPで書いている。更には「個別の因果関係にとらわれることなく」一定の要件を満たす人には救済金を支払ってきた。

そして12月25日の社長の謝罪以後に発病された被害者に対して、クボタは一人ひとりに真摯に頭を下げて謝罪を行なっている。その事に対して私は評価する。

しかしクボタにはまだやらなければならない大きな問題が残されている。それは、当時の工場の状況と従業員で被害にあった方達の検証をすることだ。数十年も前のことは解からない、記録が残っていない、とクボタは言う。だからこそ、今やらなければいけない。今ならまだ間に合う。当時を知る人もまだ証言しうるだろう。月日が経過するにつれて証言者は減ってくるのだから、早急にクボタは私達と共に過去の検証をして欲しい。その様な事を行なってこそ「社会的な責任」を果たす事になる。

### クボタショックの残したものは

クボタショック以後のこの4年間で最も大きな事は、石綿救済法が制定された事は勿論だが、今までは潜在的にしか語られていなかった各地の環境被害者が声を挙げたことだろう。日本で最初の中皮腫患者を出したといわれている大阪府泉南地方。古くからのアスベスト使用により多くの被害者を出している。それでも、このクボタショックが起こるまでは社会的にも多くは語られてはいなかった。「クボタショックが起こって初めて、私達も同じだ！と声を出す事が出来ました」とは泉南で石綿肺を患い、現在国に対して賠償訴訟を起こしている母娘の言葉だ。岐阜県羽島市にあるニチアス羽島

工場近隣でも多くの被害者をだしていた。大阪府河内長野市も然り。H18年の1月、私達患者と家族の会は石綿対策全国連と共に「アスベスト対策基本法」の制定を求めて要請行動やデモ行進を行なった。そしてそれから一年経過したH19年3月には、全国各地からの環境公害被害の住民達が集まってきた。その後運動は更に拡がりをみせて、2009年6月18日には全国6ヵ所の被害地域が一つになって「アスベスト被害地域住民ネットワーク」を作り、斉藤鉄夫環境大臣に申し入れを行った。

「クボタショック」は4年経った今も様々な形で問題を提起している。（つづく）

## アスベスト報道ダイジェスト 2009年5月

5/13 西日本のアスベスト工場周辺に住み、「がん性腹膜炎」で死亡した男性が、医療機関に標本として残っていたわずかな細胞を使った検査「細胞診」で、石綿が原因の腹膜中皮腫と診断され、石綿健康被害救済法で救済認定されたことが分かった。細胞診が決め手になり、中皮腫と認定されたのが明らかになったのは初めて。男性は約5年前にがんで死亡。石綿関連の職歴はなかったが、石綿工場周辺に居住歴があった。遺族が、ひまわり診療所の名取雄司医師に相談したところ、石綿の吸引を示す胸膜肥厚斑の画像が見つかった。また、腹部にたまった「腹水」の中の細胞を顕微鏡で調べるため、ガラスの間にはさんでつくった標本が医療機関に残っていた。名取医師は、山口県立総合医療センターの亀井敏昭・病理科部長兼中央検査部長に細胞診の検討を依頼。亀井部長は結果を総合して中皮腫の特徴があると判定した。これにより、独立行政法人・環境再生保全機構が石綿による「腹膜中皮腫」として08年度に救済認定した。

クボタは、兵庫県尼崎市の旧神崎工場でアスベストが原因となる09年3月末時点の死者が1年間で22人増え、累計272人になったと発表した。元従業員の死者は08年3月末に比べ7人増の141人。周辺住民の死者のうち同社が関連を認めただのは同15人増の131人となった。同社は09年3月期連結決算で、従業員への補償金2億6000万円、周辺住民への救済金8億8000万円、医療支援2億円の計13億4000万円をアスベスト関連対策費用として計上した。

5/24 韓国の石綿被害者遺族のウォン・ジョンニルさんが来日し、設立から3年を迎えた「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部」集会で、韓国での被害実態などについて報告した。関西の被害者ら約50人が集まった。ウォンさんの父ハクヒョンさんは、「ニチアス」が出資し釜山市に設立した「第一E&S」の石綿紡績工場周辺に住み、04年に中皮腫による呼吸不全で亡くなった。集まった日本の被害者らに対して「韓国でも被害が広がっている。日本と韓国の当事者が一緒に力を合わせて戦いましょう」と呼び掛けた。

5/29 岡山労働基準監督署が、アスベストを扱う作業に従事して24年前に死亡し、レントゲン写真やカルテ類が残存しない倉敷市の男性を、石綿被害による労災と認定していたことが分かった。男性は64年から県内の造船会社などで16年間、部品組み立てなど石綿を扱う作業に従事。退職後に肺がんを発病、85年6月に59歳で死亡し、昨年8月、労災認定を受けた。石綿による肺がんの認定基準は、(1)肺がんであること(2)石綿のばく露期間が10年以上(3)石綿肺などの症状を示すレントゲンなど医学的資料があることーの3点。しかし、同法施行前後から、医学的資料がなくても、同じ事業所で同時期に同じ作業をした同僚が労災認定されている場合や、高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には労基署と厚労省が協議。労災認定される場合もあるという。男性の場合もカルテなどは残っていなかったが、同僚が労災認定されていたという。

## 韓国からのニュース

### ■白血病の三星半導体労働者、労災認定されず／「業務と因果関係薄い」…労働界反撥

三星半導体で働いて2007年に白血病で亡くなった故ファン・ユミ(死亡当時23才)氏など5人の労働者に対して、勤労福祉公団が産業災害不承認の判定を出し、遺族らと労働界が反撥している。

勤労福祉公団は19日にファン氏など5人の遺族に公文書を送り、「作業場の関連資料と韓国産業安全保健公団の疫学調査の結果、諮問医師協議会の会議の結果などから検討すると、災害者の白血病は業務との因果関係が薄いと判断された」と明らかにした。これによってファン氏の遺族などが提起した最初の療養手当の申請と、遺族補償・葬儀費の請求は返戻された。

これに対して『半導体労働者の健康と人権を守るパンオルリム』などの労働団体は、この決定が△白血病などの家族歴がなく、△勤務当時に安全保健設備や個人の保護具が不十分であったり、最初からなかったり、△主に古い生産設備で仕事をしたという点を挙げて、今回の労災不承認決定は受け容れられないと主張した。パンオルリムのイ・ジョンラン労務士は「低レベルの放射線とホルムアルデヒド、エチレンオキサイトなど、発ガン物質に曝露した可能性があった」とし、「産業災害の承認には明らかな医学的な立証は必要ないのに、疫学調査が曖昧で、諮問医師協議会を招集した後に不承認決定を出した」と批判した。

遺族らは勤労福祉公団に異議を提起する審査請求を申請し、行政裁判所に行政訴訟を出すと話した。現在ファン氏の他にも三星半導体で働いて悪性リンパ種に罹ったソ

ン・某氏と、退職後に脳腫瘍に罹ったハン・某氏の2人も労災療養を申請して結果を待っている。2009年5月20日 ハンギョレ新聞 ナム・ジョンヨン記者

### ■『抜け殻』の労災保険拡大／労働部、建設機械従事者にまで加入拡大を予定

ダンプカー・掘削機などの建設機械を扱う従事者も、7月から産業災害保険に加入できるようにする産業災害補償保険法施行令の改正案を、労働部が11日に立法予告した。しかし全国建設労働組合は「格好だけの恩恵」だとして反撥している。

施行令の改正案を見ると、ダンプカー・リフト車・起重機など27の建設機械を運転する技士は、7月から労災保険への加入を申請できることになる。対象者は12万人程になる。

キム・ジュテック労働部・産災保険課事務官は「これらは個人事業者なので原則的には産災保険の対象ではないが、特殊形態勤労者と勤労形態が似ており、災害発生の危険が高く、政府が保護する必要がある」として「産災保険に加入すれば民間の障害保険などに比べて保険料も安くなり、事故で障害が残った場合にも年金の恩恵を受けられる」と話した。ただし、これらは使用者が産災保険料を負担する一般事業場の労働者と違い、自身が産災保険料をすべて出さなければならない。収入が月300万ウォンならば年間納付しなければならない保険料は112万4千ウォンになる。

これに対して建設労組は、労働部が使用者側の立場だけを反映したと批判した。ソン・ジュヒョン建設労組政策企画室長は「建

設機械労働者は会社の指示を受けて事故の危険を冒しながら仕事をするのに、今まで産業災害保険の恩恵を受けることができなかった」とし、「使用者の利益のために働くのに、保険料を100%自分で負担するというのは不当だ」と話した。建設労組はまた、建設機械従事者も通常の建設労働者のように、施行・施工業者が保険料を出す方法で義務加入できるようにしなければならぬと主張する。

大韓建設協会関係者は「これら機械事業者も産災保険に加入することになれば、産災発生にともなう負担が建設会社に却ってくることになるが、反対意見は出さないことにした」と話した。

労働部は「今まで十分に議論した」とし、立法予告期間の20日間に公聴会を行う計画はないと話した。

キム・ソンヒ非正規労働センター所長は「生活に苦しんでいるこれらの労働者が、保険料負担に耐えられるか疑わしいのに、政府が格好だけの対策を出した」とし、「これらが労働者であるということを認めて保護を拡大しなければならない」と話した。

昨年政府は保険設計士、レミコン技士など4職群で仕事をする特殊形態勤労従事者らも産災保険に加入することができるようにした。しかし保険料を半分出さなければならぬなどの負担で、昨年の加入率は15.9%に止まった。2009年5月11日 ハンギョレ新聞 イ・ワン記者

### ■仕事をする人たちが危険だーイ・ビョンフン（参加連帯労働社会委員長・中央大社会学科教授）

2009年5月現在、韓国社会の底辺で仕事をしている人たちの暮らしはどうか？代行運転士とクイックサービス配達員から零細自営業者に至るまで、企画連載を通じて彼

らに会ってみた。彼らの人生は1週70時間、酷いときは一日24時間の長時間労働で疲れているが、そのように働いても家族の生計と子供の教育を支えられない低賃金に苦しんでいる。怪我をしても労災事故が隠蔽されるのが常で、職業病になっても我慢して働く状態であり、職を失っても雇用保険の死角地帯に置かれていて、失業すれば生計が成り立たない。彼らは職場での人格無視と差別待遇に耐えながら、一日一日を持ちこたえている。彼らの周囲には中間搾取を助長する違法な下請け慣行と、公然と行われる賃金未払いの横暴が乱舞しているにもかかわらず、これを防ぐための勤労監督行政は目を凝らしても見つけるのが難しい。特殊雇用従事者と介助労働者にとっては、厳然と労働者として仕事をしているにもかかわらず労働者性は認められず、彼らの権利をどこにも訴えられない。

非正規職の労働者は常に雇用不安の中で暮らしており、他の就業者のケースでも、増える求職者の隊列と業者の乱立などで競争が深刻化され、彼らの職場もやはりますます危険になっている。青年就職希望者は就職機会が思いのままにならず、休学を繰り返したり、卒業後も簡単に就職できず、借りた学資金の返還の心配をしている。零細自営業者は一銭でも惜しもうと家族まで一緒になって手伝っているが、彼らの所得は減る一方で、賃貸料とカード手数料の負担が引き続き増えて、事業維持が難しい状況に追い込まれている。

そして最近の経済危機を迎えて仕事をする人たちはより一層困窮している。泣き面に蜂でイ・ミョンバク政府の『親・企業一金持ち優遇』の国政基調は彼らの状況ををより一層劣悪にしている。政府が出てきて雇用柔軟化を実現すると豪語する中で、なんとかあった正規職の雇用は、リストラや

先進化という口実によってますます減っている。働く人たちのほとんどが『かげろう』のような不安定雇用状態にある。すでに余りにも濫用される非正規職に対して政府・与党がそれを減らそうとするよりは、法規制を緩和して期間と対象を増やし、企業がより一層自由に期間制労働と派遣労働者を使用できるように保障しようとしているので、これらの正規職への夢は初めから放棄せざるをえない境遇に置かれている。

特殊雇用従事者たちは、労働権を保証されるどころか、彼らの労働組合を弾圧・解体しようとする現政権の強硬対応は、第5共和国の時期よりさらに凶悪であると糾弾する。大卒の青年たちの場合、適正な所得を保障するそれなりの良い職場を見つけなければ奨学金の借金も返して自立できる条件を作れないのに、目線を下げるとアルバイトやインターンの職場だけを増やしている政府の政策は、ただ薄情なだけである。零細自営業者らにとってもやはり庶民の苦しい生活を解決しようとするよりも、総合不動産税の緩和と減税で金持ちだけをかばって肩入れする政府の処置は非常に不都合である。このように経済も苦しいが、イ・ミョンバク政府の反労働－反庶民の国政運営によって、仕事をする人々の暮らしはこれから良くなるよりはむしろ逆に悪くなっていくのではないかと、本当にみじめで嘆かわしい。今回の経済危機とイ・ミョンバク政府の任期が過ぎれば、果たして働く人たちの暮らしを測っている時計の針が、どれほど後退しているか本当に心配だ。2009年5月19日 京郷新聞

### ■一部タイル・セメントでも石綿検出／環境連「3製品で基準超過」

建築現場に使われる一部タイル・セメントから基準値以上の石綿が検出された。

環境運動連合市民環境研究所と石綿追放ネットワークは11日ソウル鍾路区の環境運動連合で記者会見を行い、「市販しているセメント製品の内、造業者6社が作った12種類を取り出して分析したところ、S社が作った3製品でトゥレモルライト石綿が0.3～2.0%検出された」と明らかにした。セメント製品の石綿含有許容比率は、労働部の基準では重量の0.1%、環境部の基準では1%である。

市民環境研究所はS社が作ったタイル・セメントは、一般セメントに珪石などの追加材料を混合してタイルなどの壁材の接着などに使うもので、大型マートとマンション工場の現場など、全国130ヶ所以上の作業場で使われたと明らかにした。チェ・イェヨン市民環境研究所・副所長は「当局のお粗末な管理で、工事現場の労働者が石綿の危険に曝露し、建物を利用した市民にまで影響を及ぼした可能性がある」と主張した。

これについて環境部は「セメントは固まった後は石綿のホコリが発生させず、建物を利用する市民には影響を与えていない」とし、「公式の検査結果によって、基準違反の業者を制裁するなどの対策を用意する」と話した。2009年5月11日 ハンギョレ新聞



## 2009年夏期カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させるべく日夜ご奮闘のことと存じます。深く敬意を表しますとともに、日ごろの私ども関西労働者安全センターへのご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。

「規制緩和」の名の下に、みせかけの好景気に乗じて労働者の諸権利を次々と切り縮めてきた結果の格差と貧困の拡大状況の中で、総選挙が目前に迫っています。政権交代の可能性は高く、これまでの悪政の中で実現できなかった政策の実現に向けた取り組みが求められています。

労働者が人間らしく働き、そして生きるため、関西労働者安全センターは様々な活動を行ってきました。大きな状況変化が起ころうとするいま、なおいっそう、関係団体、労組と協力してその役割を果たしていかなければならないと考えております。

たとえば、石綿問題についてはクボタショック以降、一定の対策が行われてきましたが、そのはじまりから大きな欠陥を伴ったものでした。クボタショックの年は郵政選挙で小泉自民党が大勝した年でした。政権与党は数の力で、石綿問題に関する国と企業の責任を強引に隠ぺいし、限定的な救済、部分的な対策でお茶を濁そうとしてきました。ねじれ国会において、昨年、石綿健康被害救済法の部分的改正がようやく実現されましたが、いまだに、労災と労災以外の大きな給付格差はまったく手がつけられていません。何十年にもわたる系統的な対策が必要な石綿問題に対して基本法さえ制定されていません。いまこそ状況を大きく転換させなければなりません。

石綿問題のほかにも、労働者の命と健康をめぐる諸課題が山積しています。

職場におけるハラスメントとメンタルヘルス問題、労災隠し、建設現場における研り工などのじん肺をはじめとする被害に対する企業責任追及、非正規労働者・外国人の労災・安全衛生問題、過重労働による脳・心臓疾患、頸肩腕障害・腰痛など様々な労災職業病被災者の支援、予防のための参加型安全衛生活動・労働安全衛生マネジメントシステムの活用等々。

こうした様々な取り組みを関係の皆様と共になお一層進めてまいりたい所存です。

安全センター運動への絶大なるカンパをお願い申し上げます。

2009年6月

関西労働者安全センター運営協議会  
議長 浦 功  
事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫 梅田支店 普通 1340284

# 5月の新聞記事から

5/7 道路舗装大手「前田道路」の東予営業所所長が平成16年にうつ病で自殺したのはパワー・ハラメントが原因として、遺族が同社に約1億4500万円の損害賠償を求めた訴訟で、遺族側は、逆転敗訴を言い渡した高松高裁判決を不服として最高裁に上告した。4月23日の高裁判決は、上司の叱責を「正当な業務の範囲内」と指摘。同社に約3100万円の賠償を命じた1審松山地裁判決を取り消し、遺族の請求を棄却した。

5/13 外食産業大手の「すかいらーく」で非正規の契約店長として働いていた埼玉県加須市の前沢隆之さんが、長時間労働が原因で過労死した問題で、遺族と遺族が加入する労働組合は、正社員の年収計算での損害賠償、再発防止などで会社側と合意したことを明らかにした。「逸失利益」を正社員と同じ年収で算定した。合意書などによると、会社側の謝罪や再発防止策、損害賠償、不払い残業代の精算など。不払い残業代では、前沢さんに約122万円が支払われるほか、同社の他の契約店長55人にも計1746万円が支払われるという。

小沢一郎代表の事務所、小沢氏の初当選（S44）以来、短期のアルバイトや臨時スタッフなどの労災保険未加入が続いており、同保険料の未納者は数百人規模になる可能性があることが発覚した。雇用保険も未加入だった疑いがある。

5/14 平成20年の自殺者3万2249人のうち、「うつ病」がきっかけとなった人が6490人となり、自殺の動機として2年連続で最多となったことが、警察庁のまとめで分かった。原因・動機が判明したのは2万3490人。「うつ病」の次に多かった理由は「身体の病気」で5128人。以下、「多重債務」（1733人）、「その他の負債」（1529人）。年代別では、50代が6363人と最多、30代が4850人、20代が3438人、19歳以下が611人。

5/18 激務でうつ病になったのに労災と認められなかったのは不当として、東芝深谷工場の元社員、重光由美さんが国を相手に療養補償給付金などの不支給処分取り消しを求めた訴訟で、東京地裁は処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡した。重光さんは00年11月以降、液晶生産ラインの担当者として残業や休日出勤を繰り返し、01年4月、うつ病と診断されたのに翌月、新業務との兼任を指示され症状が悪化し04年9月、解雇された。熊谷労働基準監督署は06年1月、労災と認めなかったが、判決は「作業量が増えトラブル発生も相次ぐなど重層的に心理的負担が生じた」と指摘し、過労がうつ病を招いたと認めた。重光さんは08年4月、解雇の無効などを訴えた別の訴訟で東芝に勝訴し、東京高裁で係争中。

うつ病を発症した郵便事業会社の社員2人が、健康上のリスクが高い連続深夜勤は生存権を定めた憲法などに違反するとして、勤務に就く義務がないとの確認などを求めた訴訟の判決が東京地裁であった。裁判官は2人の発症と連続深夜勤との因果関係を認め、会社側に安全配慮義務違反があったとして計約130万円の損害賠償を命じた。しかし、連続深夜勤を定めた就業規則について「郵便事業会社側と2人が所属する組合との間の協約で合意され、ほかの民間企業の状況に照らしても時間や実施回数などが過重とはいえない」とし、憲法などには違反しないとした。

中国残留孤児2世の男性が、平成15年10月、同社工場で作業中にプレス機に右手指先を挟まれ、指3本を切断したうえ、右腕が動かなくなった事故で、会社側に安全配慮義務違反があったのが原因として、男性が東京都江戸川区の「岩瀬プレス工業」に損害賠償を求めた訴訟は、東京高裁で和解が成立。和解内容には、同社が安全配慮義務違反を認め、男性に謝罪することや、損害金約2500万円を支払うことなどが盛り込まれた。

1審東京地裁判決は「男性が安全装置の取り付け位置が正しかったか確認せずに作業を始めた」など、過失の大半が男性にあったと判断。さらに、同社が男性に署名させた「債権は存在しない」とする内容の念書の効力を有効と認め、請求を棄却していた。

5/20 東京地裁は、男性会社員が自殺したのは部下からの嫌がらせが原因でうつ病を発症したためだと因果関係を認定し、遺族補償給付金を不支給とした国の処分を取り消す判決を言い渡した。訴えていたのは、「小田急レストランシステム」の社員だった男性の遺族。男性は71年に入社し、社員向け給食事業にかかわっていたが、97-98年に契約社員だった部下が「売り上げを着服している」「部下の女性にセクハラをした」などと男性を中傷するピラを会社の上層部などに配った。ピラの内容は事実と確認されなかったが、男性は別の部署に配置転換となり、その直後の98年4月に自殺した。

5/22 千葉県松戸市消防局の元消防士4人が、訓練中にパワハラを受け退職を余儀なくされたとして市に計約1200万円の損害賠償を求め提訴し、第一回口頭弁論が千葉地裁松戸支部で開かれた。同支部が和解勧告をし、原告側は「市側が事実関係を明確にした上で、和解を進めたい」と述べた。市側は「訓練の記録表など、客観的な証拠がある部分については認めている」とした。訴えによると、4人は平成17年に消防士として採用され、18年に約2カ月間の集中訓練で、しごきやいじめなどのパワー・ハラメントを受けた上に退職を迫られ、辞めざるを得なくなったとしている。

5/27 昭和22年～平成16年に、岐阜県的神岡鉱山で鉱石の採掘作業などに長期間従事した結果、塵肺になったとして、元作業員らが、鉱山を操業していた神岡鉱業と親会社の三井金属に総額8億9100万円の損害賠償を求め訴訟を起こす。元作業員と遺族計30人が同日までに原告団を結成、28日に岐阜地裁に提訴する。

5/28 業務でミスをした運転士らを再教育する「日勤教育」をめぐる、JR西日本の社員3人が同社に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は15万円を社員1人に支払うよう命じた1審大阪地裁判決を変更し、計90万円を2人に支払うよう命じた。

5/29 北海道の炭鉱で働き、じん肺になった患者が国に損害賠償を求めた北海道新石炭じん肺訴訟で、2007年4月以降に提訴した第2陣の原告のうち、患者と遺族計89人と国との和解が、札幌地裁で成立した。第2陣の和解は3回目。和解金は患者1人当たり約480万～920万円、総額約5億8000万円。478人が提訴した第2陣ではこれで344人が和解、残る134人も今年中に和解の見込み。